



# 鳥取県公報

令和7年6月3日(火)  
第9698号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	漁船損害等補償法による普通損害保険付保義務の同意 (367) (水産振興課) . . . . . 2
	指定居宅サービス事業の廃止の届出 (368) (西部総合事務所県民福祉局) . . . . . 2
	指定介護予防サービス事業の廃止の届出 (369) (〃) . . . . . 2
	介護医療院の廃止の届出 (370) (〃) . . . . . 2
	開発行為に関する工事の完了 (371) (西部総合事務所環境建築局) . . . . . 3
	会計管理者の権限に属する事務の一部の委任 (372) (会計指導課) . . . . . 3
◇ 公 告	警備員指導教育責任者講習の実施 (警察本部生活安全企画課) . . . . . 3
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (警察本部会計課) . . . . . 6
	随意契約の相手方の決定 (2件) (デジタル基盤整備課) . . . . . 9

# 告 示

## 鳥取県告示第367号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、田後加入区、赤碕加入区及び境港加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

令和7年6月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県告示第368号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和7年6月3日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 す み 子

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事 業所の名称	指定に係る事 業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種 類
有限会社なべ や本店薬局	なべや薬局米 子店	米子市西町10	令和7年5月2日	令和7年4月30日	居宅療養管理 指導
中田歯科医院	中田歯科医院	米子市尾高 2741-4	令和7年5月12日	〃	〃

## 鳥取県告示第369号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

令和7年6月3日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 す み 子

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事 業所の名称	指定に係る事 業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種 類
有限会社なべ や本店薬局	なべや薬局米 子店	米子市西町10	令和7年5月2日	令和7年4月30日	介護予防居宅 療養管理指導
中田歯科医院	中田歯科医院	米子市尾高 2741-4	令和7年5月12日	〃	〃

## 鳥取県告示第370号

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条第2項の規定に基づき、介護医療院から当該施設を廃止する旨の届出があったので、同法第114条の7の規定により、次のとおり告示する。

令和7年6月3日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 す み 子

開設者の名称又 は氏名	介護医療院の名 称	介護医療院の所 在 地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種 類
医療法人社団マ リ医院	介護医療院まり	米子市淀江町今 津150	令和7年5月14 日	令和7年6月30 日	介護医療院サ ービス

**鳥取県告示第371号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和7年6月3日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 す み 子

- 1 開発許可の年月日及び番号  
令和7年3月27日 鳥取県指令第202400312646号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
境港市渡町字堀内
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
境港市外江町3278-1  
北野 隆介

**鳥取県告示第372号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

令和7年6月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委任させた事務  
破産債権に係る配当金の収納に関する事務
- 2 委任を受けた出納員  
鳥取県総務部総合事務センター庶務集中課  
課長補佐 喜多條 広勝
- 3 委任期間  
令和7年6月3日から令和10年3月31日まで

**公 告**

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和7年6月3日

鳥取県公安委員会委員長 勝 部 芳 子

- 1 講習に係る警備業務の区分等
  - (1) 講習に係る警備業務の区分
    - ア 法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号警備業務」という。）
    - イ 法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号警備業務」という。）
    - ウ 法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「3号警備業務」という。）
    - エ 法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「4号警備業務」という。）
  - (2) 講習の区分
    - ア 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
    - イ 講習規則第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）
- 2 実施日時

警備業務の区分	講習の区分	実施期日	実施時間
---------	-------	------	------

1号警備業務	新規取得講習	令和7年9月1日(月)	午前8時50分から午後6時10分まで
		令和7年9月2日(火)、 同月3日(水)、同月5日 (金)及び同月8日(月)	午前8時30分から午後5時10分まで
		令和7年9月4日(木)	午前11時30分から午後5時10分まで
		令和7年9月9日(火)	午前8時30分から午後2時まで
	追加取得講習	令和7年9月4日(木)	午前11時から午後5時10分まで
		令和7年9月5日(金)及 び同月8日(月)	午前8時30分から午後5時10分まで
		令和7年9月9日(火)	午前8時30分から午後2時まで
2号警備業務及び3号警備業務	新規取得講習	令和7年9月1日(月)	午前8時50分から午後6時10分まで
		令和7年9月2日(火)、 同月3日(水)及び同月8 日(月)	午前8時30分から午後5時10分まで
		令和7年9月5日(金)	午後1時20分から午後5時10分まで
		令和7年9月9日(火)	午前8時30分から午後2時まで
	追加取得講習	令和7年9月5日(金)	午後0時50分から午後5時10分まで
		令和7年9月8日(月)	午前8時30分から午後5時10分まで
		令和7年9月9日(火)	午前8時30分から午後2時まで
4号警備業務	新規取得講習	令和7年9月1日(月)	午前8時50分から午後6時10分まで
		令和7年9月2日(火)及 び同月3日(水)	午前8時30分から午後5時10分まで
		令和7年9月4日(木)	午前11時30分から午後5時10分まで
		令和7年9月5日(金)	午前8時30分から午前11時20分まで
		令和7年9月9日(火)	午前8時30分から午後2時まで
	追加取得講習	令和7年9月4日(木)	午前11時から午後5時10分まで
		令和7年9月5日(金)	午前8時30分から午前11時20分まで
		令和7年9月9日(火)	午前8時30分から午後2時まで

## 3 実施場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎

## 4 受講定員

- (1) 新規取得講習 各警備業務とも10名  
(2) 追加取得講習 各警備業務とも5名

## 5 講習事項

- (1) 新規取得講習
    - ア 警備業務実施の基本原則に関すること。
    - イ 法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関すること。
    - ウ 警備業務に係る基本的な知識及び技能に関すること。
    - エ 警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関すること。
    - オ その他警備員指導教育責任者として必要な指導及び教育に関すること。
  - (2) 追加取得講習 警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関すること。
- 6 受講対象者
- 受講対象者は、次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれに定める者とする。
- (1) 新規取得講習 次のいずれかに該当する者とする。
    - ア 受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分に係る警備業務に従事した期間が、最近5年間に通算して3年以上である者
    - イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
    - ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
    - エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者
    - オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
  - (2) 追加取得講習 当該警備業務以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者であって(1)のアからオまでのいずれかに該当するもの
- 7 受講申込書の受付期間
- 令和7年7月7日（月）から同月11日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、定員になり次第締め切る。
- 8 受講申込書の提出先
- 鳥取県内の各警察署（持参以外の方法による受講申込書の提出は、認めない。）
- 9 受講申込書の提出部数等
- 受講申込書は1通とし、写真（受講申込前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさのもの）をその所定欄に貼り付け、6の受講対象者に該当することを疎明する次に掲げる書類各1通を添付すること。
- (1) 6の(1)のアに該当する者にあつては、当該警備業務に従事したことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書
  - (2) 6の(1)のイに該当する者にあつては、1級検定に係る合格証明書の写し
  - (3) 6の(1)のウに該当する者にあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
  - (4) 6の(1)のエに該当する者にあつては、旧1級検定に係る合格証の写し
  - (5) 6の(1)のオに該当する者にあつては、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書
  - (6) 6の(2)に該当する者にあつては、現に交付を受けている資格者証等の写し及び(1)から(5)までのいずれかの書面
- 10 受講手数料及び納付方法
- 受講手数料は、次の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる金額を8の警察署において

納付すること。

なお、受講申込書を提出した後に申込みを取り消し、又は受講しなかった場合であっても、既納の受講手数料は還付しない。

警備業務の区分	講習の区分	受講手数料
1号警備業務	新規取得講習	47,000円
	追加取得講習	23,000円
2号警備業務及び	新規取得講習	38,000円
3号警備業務	追加取得講習	14,000円
4号警備業務	新規取得講習	34,000円
	追加取得講習	10,000円

#### 11 その他

- (1) 本講習は、一般社団法人鳥取県警備業協会に委託して実施する。
- (2) 講習終了後に修了考査を行う。
- (3) 受講者は、印鑑及び筆記用具を持参すること。
- (4) この講習についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）にすること。

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年6月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1 調達内容

- (1) 調達案件の名称及び数量  
鳥取県警察組織犯罪対策情報管理システム賃貸借及び保守業務 一式
- (2) 調達案件の仕様  
入札説明書による。
- (3) 履行場所  
入札説明書による。
- (4) 業務期間  
ア 履行期間  
契約締結日から令和15年3月31日（木）まで  
イ 借入物品の納入期限  
令和8年3月31日（火）  
ウ 借入物品の賃貸借期間及び保守期間  
令和8年4月1日（水）から令和15年3月31日（木）まで（84日間）
- (5) 入札方法  
入札書に記載する金額は、次に掲げる費用の合計額を(4)のウの期間（84月）で月割りした1月当たりの単価（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）に、課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とし、併せて内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。  
ア 調達案件に係る機器の設定、搬入、設置及び調整に要する費用  
イ (1)の物品に係る(4)のウの期間における賃貸借料（賃貸借期間終了後における借入物品の撤去費、処

分費その他の費用を含む。)及び保守料の総額

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業で(1)に掲げる要件を全て満たすもの又は第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者で(2)に掲げる要件を全て満たすものの代表である者とする。

### (1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 本件調達のお知らせから開札日(再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 本件調達のお知らせから開札日(再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者(競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。)でないこと。

エ 本件調達のお知らせから開札日(再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、鳥取県における情報システムの構築等の契約に係る契約違反業者の受注参加の取扱要綱(平成29年10月5日付第201700167239号)第3条に規定する参加制限措置を受けていない者であること。

オ 令和6年鳥取県告示第507号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その業種区分が、以下の全ての業種区分に登録されていること。

(ア) 情報処理サービスのシステム等開発・改良

(イ) 情報処理サービスのシステム等管理運営

(ウ) 事務用機器のパソコン類

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿(以下「競争入札参加資格者名簿」という。)への登録に関する申請書類を令和7年6月11日(水)正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の(2)の場所に必ず連絡すること。

カ この公告に示した物品を1の(4)のイの納入期限までに1の(3)の履行場所に納入することができる者であつて、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

キ 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

ク (2)の第三者賃貸方式により入札に参加する者でないこと。

### (2) 第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者に関する要件

ア 2者それぞれが(1)のアからエまで及びカ、キの要件を全て満たしていること。また、(1)のカの要件については、2者のうちいずれか1者が満たしている場合は、当該要件を満たすものとする。

イ 2者のうちの代表である者が競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分が、以下の全ての業種区分に登録されていること。

(ア) 情報処理サービスのシステム等開発・改良

(イ) 情報処理サービスのシステム等管理運営

また、他の1者が競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分が事務用機器のパソコン類に登録されていること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、当該業種区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を令和7年6月11日(水)正午までに原則としてとっとり電子申請

サービスにより4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の(2)の場所に必ず連絡すること。

ウ 本件入札において他の者との第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者のうちの1者でないこと。

### 3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

### 4 入札手続等

#### (1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課庶務集中室契約係

電話 0857-23-0110 (代)

#### (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

#### (3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で令和7年6月3日(火)から同月10日(火)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)の担当部局へ電話により請求すること。

#### (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

#### (5) 入札及び開札の日時及び場所

##### ア 日時

令和7年7月15日(火)午後2時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月14日(月)午後5時とする。)

##### イ 場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

### 5 入札参加者に要求される事項

#### (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、初回は、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

郵便等による入札を希望する場合は、「入札書1回目」、「入札書2回目」及び「入札書3回目」と明記した封筒に、「第1回」、「第2回」及び「第3回」と明記した入札書をそれぞれ入れ、密封して提出すること。

なお、第2回以降の入札書の提出がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は、本件調達に対し入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

#### (2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を4の(1)の場所に令和7年6月24日(火)午後5時までに持参し、又は郵便等により送付し、2の入札参加資格の確認を受けなければならない。

#### (3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

### 6 入札保証金及び契約保証金

#### (1) 入札保証金

入札保証金は免除とする。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札書に記載した金額に84を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号）第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 入札費用の負担

本件入札への参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased : Information management system against organized crime : 1 set

(2) Time-limit for submission of documents for qualification confirmation : 5:00 PM, 24, June, 2025

(3) Time-limit for submission of tenders : 2:00 PM, 15, July, 2025

Time-limit for submission of tenders by registered mail : 5:00 PM, 14, July, 2025

(4) Contact point for the notice : Accounting Division, Tottori Prefectural Police Headquarters  
1-271 Higashi-machi, Tottori-shi, Tottori 680-8520 Japan

TEL 0857-23-0110

-----  
随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年6月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- |                  |                          |
|------------------|--------------------------|
| 1 調達件名及び数量       | 令和7年度鳥取情報ハイウェイ管理運営業務 一式  |
| 2 契約方式           | 随意契約                     |
| 3 随意契約の相手方を決定した日 | 令和7年3月24日                |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 株式会社鳥取県情報センター<br>鳥取市寺町50 |

- 5 契 約 金 額 76,310,300円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 随意契約による理由 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達するとその役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。（政令第11条第1項第2号）
- 7 契約事務担当部局の名称 鳥取県令和の改新戦略本部デジタル局デジタル基盤整備課  
及び所在地 鳥取市東町一丁目220

-----  
随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年6月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達件名及び数量 鳥取県クラウドサーバサービス調達業務 一式
- 2 契 約 方 式 随意契約
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和7年3月24日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 株式会社鳥取県情報センター  
鳥取市寺町50
- 5 契 約 金 額 151,034,400円（項目ごとの税込契約単価に過去の実績から推定される今年度の数量を乗じて得た額の合計額であり、消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 随意契約による理由 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達するとその役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。（政令第11条第1項第2号）
- 7 契約事務担当部局の名称 鳥取県令和の改新戦略本部デジタル局デジタル基盤整備課  
及び所在地 鳥取市東町一丁目220